

平成 24 年度環境技術実証事業運営委員会 設置要綱

1. 開催の目的

環境省は、既に適用段階にありながら、普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する環境技術実証モデル事業を平成 15 年度より実施してきた。その実績を踏まえ、平成 20 年度からは環境技術実証事業として本格実施している。

本事業は、平成 24 年度から新たな実施体制へと移行することとなった。事業の普及促進、ひいては環境保全と環境産業の発展による経済活性化に資するために必要な調査等本事業の運営に必要な事項について、専門的な知見を得ることを目的とし、環境技術実証事業運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置する。

なお、事業の効率的な実施に資する場合には、実証事業運営委員会の下に、必要に応じて、小委員会を設置し（下図参照）検討を行うものとする。

2. 主な調査検討事項

実証運営機関が行う実証事業の運営に関する以下の事項に対する検討・助言

- (1) 各実証機関の事業実施結果（実証試験結果報告書を含む）に関する評価
- (2) 本事業の普及を図るための企画・立案及び広報・普及啓発活動
- (3) 事業実施要領の改定案の作成
- (4) 実証試験要領の策定又は改定
- (5) 実証機関の選定
- (6) 新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直し
- (7) 本実証事業のウェブサイトに係るコンテンツ作成等
- (8) その他事業の運営に係る事項

3. 組織等

- (1) 運営委員会は、検討員 20 名以内で構成する。
- (2) 運営委員会に座長を置く。
- (3) 座長は、運営委員会を総理する。
- (4) 検討員は、本事業の各技術分野に関連する学識経験者、有識者等から環境省総合環境政策局の同意を得て株式会社エックス都市研究所が委嘱する。
- (5) 検討員の委嘱期間は、承諾を得た日から当該日の属する年度の末日までとする。
- (6) その他、必要に応じ環境技術実証事業に参画する者、利害関係者等をオブザーバー等として参加させることができるものとする。

4. 審議内容等の公開等

本運営委員会は原則、公開で行うこととする。但し、公開することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は運営委員会を非公開にできるものとする。

5. 庶務

運営委員会の庶務は、環境省総合環境政策局の同意を得て株式会社エックス都市研究所において処理する。

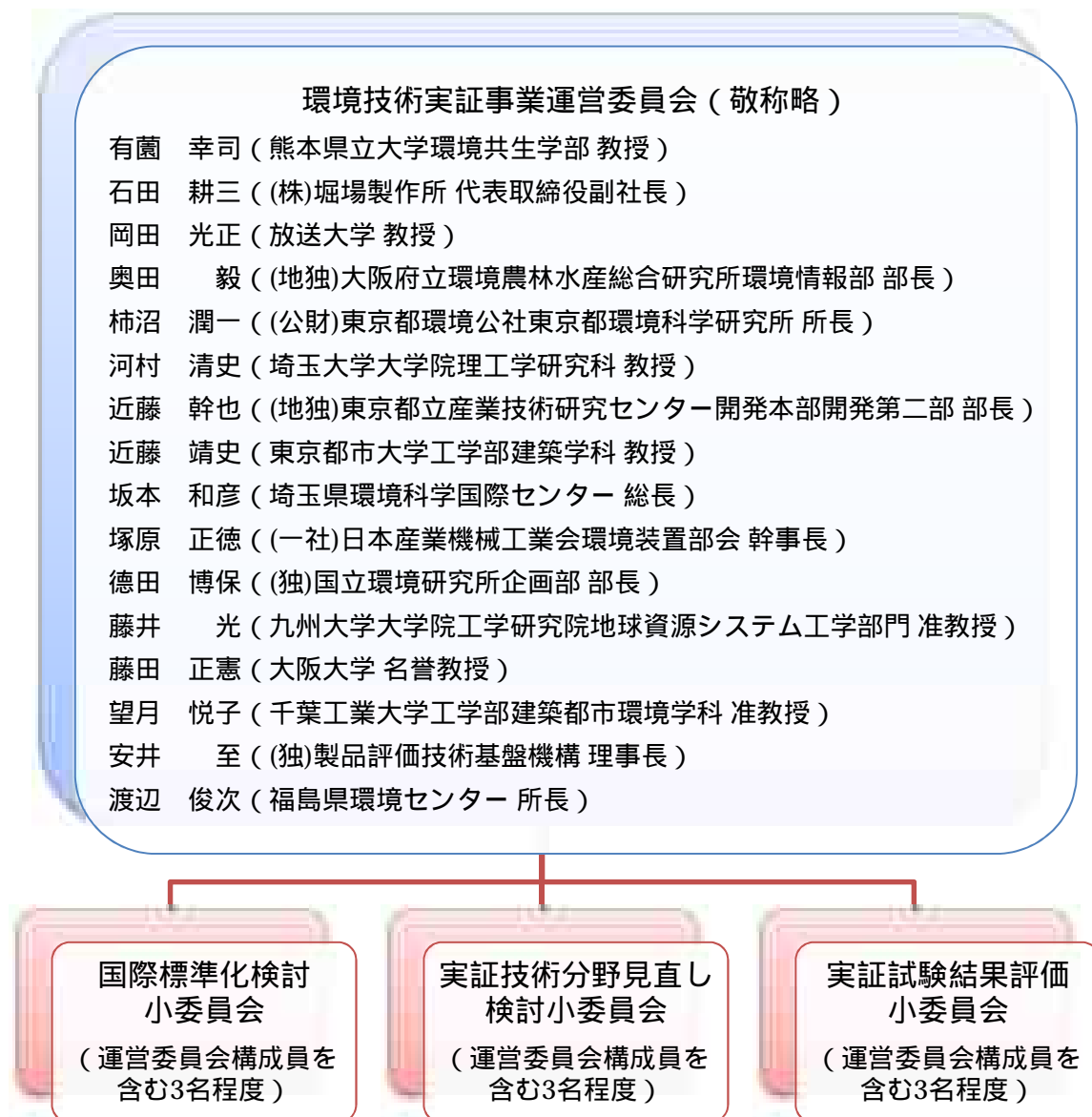


図 運営委員会及び各種小委員会の運営体制（平成 24 年度）